

政令第 号

下水道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、下水道法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十号）の施行に伴い、並びに下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条の二第二項第五号及び第四項並びに第四条、第七条、第十一条の二第一項、第十二条の二第一項、第三項及び第五項、第十二条の九第一項、第十二条の十一第一項、第十八条の二並びに第二十一条の二第一項（これらの規定を同法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）
、第二十五条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項、第二十五条の九、第二十八条第二項、第三十四条、第三十七条第一項並びに第三十九条の二の規定に基づき、この政令を制定する。
下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の二条を加える。

（排出される下水の窒素含有量又は燐含有量を削減する必要がある公共の水域又は海域の要件）

第二条の二 法第二条の二第二項第五号に規定する政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 窒素含有量又は燐含有量が、当該公共の水域又は海域について定められたこれらについての法第二条

の二第一項の水質環境基準に現に適合しておらず、又は適合しないこととなるおそれが高いと認められること。

二 当該公共の水域又は海域の閉鎖性、水量その他の自然的条件からみて、当該公共の水域又は海域に排出される下水に含まれる窒素又は^{りん}が滞留しやすい状況にあると認められること。

(高度処理終末処理場から放流する下水の窒素含有量又は^{りん}含有量に係る水質の基準)

第二条の三 法第二条の二第四項に規定する政令で定める基準は、第六条第一項又は第三項の規定により、窒素含有量及び^{りん}含有量について放流水の水質の技術上の基準として定められた数値(当該数値の上限が一リットルにつきそれぞれ二十ミリグラム及び三ミリグラムを超える場合並びに当該数値が定められていない場合にあつては、それぞれ二十ミリグラム以下及び三ミリグラム以下)とする。

第四条の二第一号口中「流域関連公共下水道」を「流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する公共下水道」に改め、同号八中「第五条第二号」を「次条第二号」に改める。

第五条の二中「の各号」を削り、同条第二号中「流域関連公共下水道」を「流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する公共下水道」に改める。

第五条の四第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）にあつては、覆い又はさくの設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

第五条の四に次の一号を加える。

五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

第五条の五に次の一号を加える。

七 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

第五条の六第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「前項第四号」を「前項第三号」に改める。

第八条の二第一項中「第二十五条の十において準用する場合を含む。」に規定する政令で定める量」を「第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」に規定する政令で定める量」に改め、「、当該公共下水道又は当該流域下水道」の下に「（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める水質」を「に規定する政令で定める水質」に、「第九条の八」を「第九条の十」に、「第九条の九第一項第三号」を「第九条の十一第一項第三号」に、「第十二条の十第一項第二号（法第二十五条の十において準用する場合を含む）」を「第十二条の十一第一項第二号（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む）」を「第十二条の十一第一項第二号」に改め、同条第二項中「（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）」を削り、「第九条の九第二項第六号」を「第九条の十一第二項第六号」に、「第十二条の十一第一項第二号」を「第十二条の十一第一項第二号」に改める。

第九条第一項中「第二十五条の十」を「第二十五条の十第一項」に改め、同項第三号イ及びロ並びに第四号中「一リットル」を「一リットル」に改める。

第九条の二中「第二十五条の十」を「第二十五条の十第一項」に、「及び第九条の四第一項」を「、第九条の四第一項及び第九条の九第一号」に改める。

第九条の三第一号中「放流水又は当該流域下水道」の下に「（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第九条の四第一項第二十五号中「水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道」の下に「（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第九条の五第一項中「第二十五条の十」を「第二十五条の十第一項」に改め、「場合を含む」の下に「。

第九条の九第二号において同じ」を、「又は流域下水道」の下に「（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「第九条の九第二項」を「第九条の十一第二項」に改める。

第九条の六中「第二十五条の十」を「第二十五条の十第一項」に改め、同条第一号中「放流水又は当該流域下水道」の下に「（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第九条の七中「第二十五条の十」を「第二十五条の十第一項」に改める。

第九条の九第一項中「第十二条の十第一項第二号（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）」

を「第十二条の十一第一項第二号」に改め、「又は流域下水道」の下に「（雨水流域下水道を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「第二項各号」を「前項各号」に改め、同条を第九条の十一とする。

第九条の八中「第十二条の十第一項第一号（法第二十五条の十）」を「第十二条の十一第一項第一号（法第二十五条の十第一項）」に改め、同条第一号中「流域下水道」の下に「（雨水流域下水道を除く。次号において同じ。）」を加え、同条を第九条の十とする。

第九条の七の次に次の二条を加える。

（事故時の措置を要する物質又は油）

第九条の八 法第十二条の九第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の三各号に掲げる油とする。

（事故時の措置の規定が適用されない場合）

第九条の九 法第十二条の九第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号までに掲げる物質又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準に適合するとき。

二 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第二十六号に掲げる物質又は同令第三条の三各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第三項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。

三 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号までに掲げる物質又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

第十条の二中「第二十五条の十」を「第二十五条の十第一項」に改め、「各特定施設の設置者が当該公共

下水道又は当該流域下水道」の下に「（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第十三条中「第二十五条の十」を「第二十五条の十第一項」に改める。

第十三条の二中「第二十五条の十」を「第二十五条の十第一項」に改め、「含む」の下に「。次条及び第十三条の四において同じ」を加える。

第十三条の三中「（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）」を削り、「流域下水道」の下に「（雨水流域下水道を除く。）」を加える。

第十三条の四中「（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）」を削る。

第十七条第一号口及び八中「もつぱら」を「専ら」に改め、同号二ただし書中「少い」を「少ない」に改め、同条第六号中「第十二条の十第一項」を「第十二条の十一第一項」に改める。

第十七条の四第一号中「予定処理区域」の下に「（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の六第七号において同じ。）」を加える。

第十七条の六中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設の新設又は配置、構造若しくは能力の変更

第十七条の八中「下水を流域下水道」の下に「（雨水流域下水道を除く。）」を加える。

第十七条の九中「第六号」の下に「及び第七号」を加える。

第二十一条第二項及び第二十二条第三号中「第九条の九第一項第一号」を「第九条の十一第一項第一号」に改める。

第二十四条の二第一項を次のように改める。

法第三十四条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 公共下水道の設置又は改築に要する費用（第三号に掲げる費用を除く。） 次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 公共下水道（特定の事業者の事業活動に主として利用される公共下水道（以下この項において「特定公共下水道」という。）を除く。）の主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用（国土交通大臣が定める費用を除く。）

（ ） 当該費用の額に二分の一（終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、十分の五・五）を乗じて得た額

□ 特定公共下水道の主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用（国土交通大臣が定める費用を除く。） 当該費用の額から公害防止事業費事業者負担法第四条第一項若しくは第三項の規定による負担総額又は国土交通大臣が定める額を控除した額に三分の一を乗じて得た額

二 流域下水道の設置又は改築に要する費用（次号に掲げる費用及び国土交通大臣が定める費用を除く。）

（ ） 当該費用の額に二分の一（終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、三分の二）を乗じて得た額

三 法第二条の二第五項の規定により流域別下水道整備総合計画に記載された事項に係る高度処理終末処理場を管理する地方公共団体が、当該流域別下水道整備総合計画に記載されたところにより、他の地方公共団体が管理する特定終末処理場（当該高度処理終末処理場に係る下水道と同じ同条第二項第二号の区域に係る下水道のものに限る。）について定められた削減目標量の一部に相当するものとして当該高

度処理終末処理場について定められた削減目標量を超える量の窒素含有量又は^{りん}燐含有量を削減するために行う当該高度処理終末処理場の設置又は改築（国土交通大臣が定めるものに限る。）に要する費用（国土交通大臣が定める費用を除く。）次に掲げる当該他の地方公共団体が管理する下水道の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 公共下水道（特定公共下水道を除く。） 当該費用の額に二分の一（国土交通大臣が定める費用にあつては、十分の五・五）を乗じて得た額

ロ 特定公共下水道 当該費用の額から公害防止事業費事業者負担法第四条第一項若しくは第三項の規定による負担総額又は国土交通大臣が定める額を控除した額に三分の一を乗じて得た額

ハ 流域下水道 当該費用の額に二分の一（国土交通大臣が定める費用にあつては、三分の二）を乗じて得た額

四 都市下水路の設置又は改築に要する費用 当該費用の額に十分の四を乗じて得た額
第二十四条の三第一項第一号ロを次のように改める。

ロ 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道

第二十四条の五第一項中「第九条の八」を「第九条の十」に、「第九条の九第一項第三号」を「第九条の十一第一項第三号」に、「第十二条の十第一項第二号（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）」を「第十二条の十一第一項第二号」に改め、「流域下水道」の下に「（雨水流域下水道を除く。次項において同じ。）」を加え、「第九条の九第二項第二号」を「第九条の十一第二項第二号」に改め、同条第二項中「第九条の九第二項第六号」を「第九条の十一第二項第六号」に、「第十二条の十第一項第二号（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）」を「第十二条の十一第一項第二号」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十一月一日）から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に存する公共下水道、流域下水道又は都市下水路であつ

て、改正後の下水道法施行令（以下「新令」という。）第五条の四第三号又は第五号の規定（これらの規定を新令第十七条の九において準用する場合を含む。）に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。ただし、前条ただし書に規定する規定の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

2 前項の規定により新令第五条の四第三号の規定を適用しないものとされた公共下水道又は流域下水道の終末処理場である処理施設（これを補完する施設を含む。）の構造の技術上の基準については、なお従前の例による。

（成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「第二十四条の二第一項第一号」を「第二十四条の二第一項第一号イ」に、「次

号及び第四号」を「次号」に改め、同項第二号中「第二十四条の二第一項第一号」を「第二十四条の二第一項第一号イ」に改め、同項第四号中「第二十四条の二第一項第一号ただし書」を「第二十四条の二第一項第一号ロ」に、「同号ただし書の」を「同号ロの国土交通大臣が定める費用及び」に改める。

(沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第四条 沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百十五号)の一部を次のように改正する。

第六十七条中「同項第一号」を「同項第一号イ及びロ」に、「建設大臣が定める費用を除く。」とあり「を」を「国土交通大臣が定める費用を除く。」とあるのは「設置又は改築に要する費用」とに、「その設置又は改築に要する費用(建設大臣が定める費用を除く。)」とあるのは、「その設置又は改築に要する」を「費用及び国土交通大臣が定める費用」とあるのは「」に改める。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第五条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令(昭和五十五年政令第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二十四条の二第一項第一号本文」を「第二十四条の二第一項第一号イ及び第三号」に改め、
、「同項第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条第一号中「第二十四条の二第一項第一号」を「第二十四条の二第一項第一号イ」に、「同号」を「同号イ」に改める。

理 由

下水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、排出される下水の窒素含有量又は磷^{りん}含有量を削減する必要がある公共の水域又は海域の要件及び事故時の措置を要する物質又は油を定めるとともに、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準として、地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良等の措置が講ぜられていることを追加する等の必要があるからである。